

やおつ高齢者いきいきプランⅨ

介護保険事業計画・老人福祉計画

令和6年度～令和8年度



いつまでも元気で暮らせるまち
生涯過ごせるまち やおつ



令和6年3月

 八百津町

はじめに

この計画では、八百津町の高齢者（介護）のめざすべき姿を次のように描き、その実現に向けて6つの基本方針に沿って施策に取り組んでいきます。

【めざすべき高齢者の姿】

- いつまでも健康でいきいき
- 介護が必要でも住みなれた自宅で暮らせる
- 自宅で暮らせなくても、住みなれた地域で暮らせる

【めざすべきまちの姿】

- 行政・事業者・住民が連携協働して取り組む

基本方針1

介護保険事業の充実

基本方針2

介護予防・日常生活支援総合事業等の充実

基本方針3

地域包括ケアシステムの充実

基本方針4

生きがい・社会参加の推進

基本方針5

安心のまちづくりの推進

基本方針6

相談・情報提供体制の充実

基本方針1 介護保険事業の充実

高齢者が住み慣れた地域で健康的な生活を送るため、介護保険制度の持続可能性を考慮しつつ、適切な介護サービスの提供と質の向上を図れるよう、介護人材の確保とともに、従業員のスキルの向上のための研修の実施、ICTを活用した業務の効率化等の取り組みを支援します。

居宅サービス

- 訪問介護
- 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護
- 訪問看護・介護予防訪問看護
- 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導
- 通所介護
- 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション
- 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
- 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設、介護医療院）
- 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護
- 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与
- 特定福祉用具購入費・介護予防特定福祉用具購入費
- 住宅改修費の支給・介護予防住宅改修費の支給

地域密着型サービス

- 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（グループホーム）
- 地域密着型通所介護
- その他の地域密着型サービス

施設サービス

- 介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 介護医療院
- 介護療養型医療施設



基本方針2 介護予防・日常生活支援総合事業等の充実

高齢者が健康でいきいきとした豊かな生活を実現するため、年齢にとらわれることなく自由で主体的に活動し、自立した生活を送ることができるよう、介護予防、介護度の重度化防止や通いの場、健康づくり活動を支援します。また、高齢者が自立した生活を送ることができるよう、見守りや生活支援の充実を図ります。

介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス

- 訪問介護（現行の訪問介護に相当）
- 訪問型サービスA（緩和した基準による）
- 訪問型サービスB（住民主体による支援）
- 訪問型サービスC（短期集中予防サービス）
- 訪問型サービスD（移動支援）

通所型サービス

- 通所介護（現行の通所介護に相当）
- 通所型サービスA（緩和した基準による）
- 通所型サービスB（住民主体による支援）
- 通所型サービスC（短期集中予防サービス）

その他の生活支援 サービス

- 栄養改善を目的とした配食
- 住民ボランティア等が行う見守り
- 訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援

介護予防ケアマネジメント

- 利用者本人が自立した生活を送ることができるようケアプランを作成

一般介護予防事業

- 介護予防把握事業
支援を要する人を把握し、介護予防活動へつなげます。
- 介護予防普及啓発事業
介護予防教室などを通じて普及啓発に取り組みます。
- 一般介護予防事業評価事業
目標の達成状況を確認し、事業評価を行います。
- 地域介護予防活動支援事業
地域住民が活動費助成を有効活用し住民主体の活動が積極的に行えるよう事業を継続していきます。
- 地域リハビリテーション活動支援事業
専門職が活動への助言等を行います。
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
地域の健康課題を分析した上での一体的な実施。

高齢者福祉

- ひとり暮らし・高齢者夫婦世帯等への生活支援の推進（独居老人等緊急通報装置貸与事業など）
- 在宅要介護者への支援の推進（福祉用具貸与事業など）
- その他の支援（生活管理指導短期宿泊事業）

基本方針3 地域包括ケアシステムの充実

すべての住民が支え合い、自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現を目指します。そのため、医療と介護の連携や関係機関との連携強化などを図り、高齢者を地域全体で支える地域づくりを推進します。

包括的支援事業

- 介護予防ケアマネジメント事業
- 地域ケア会議の活用
- 総合相談支援
- 権利擁護業務

在宅医療・介護連携の推進

地域における在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の構築を推進します。多職種連携研修会等を通して医療と介護の連携推進を図るとともに看取りや認知症への対応強化を図ります。

認知症施策の推進

- 標準的な認知症ケアパスの作成・普及
- 認知症初期集中支援チームの設置
- 「認知症地域支援推進員」の活動
- 認知症にふさわしい介護サービスの利用
- 認知症家族交流事業（オレンジサークルなど）
- 認知症サポーターの養成

生活支援サービスの体制整備

- 生活支援コーディネーターの配置
- 高齢者世帯等の現状把握、地域の資源開発や関係者のネットワークづくりを推進します。

家族介護支援

- 家族介護者交流事業
- ねたきり老人等介護用品支給事業



介護人材確保及び業務効率化の取組強化

- 介護人材の確保及び業務効率化の取組強化

基本方針4 生きがい・社会参加の推進

自己の知識、技能を活用し、生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者に対して、地域に密着した臨時的・短期的な就業の機会を提供します。

- シルバー人材センターの充実
- 高齢者同士の交流機会の提供と参加促進（老人クラブ/ふれあいいきいきサロン事業/地域福祉活動助成事業/地域訪問事業/地域の集いの場推進事業）
- 生涯学習・生涯スポーツの推進（公民館講座/チャレンジクラブ 802/交通手段の確保）
- 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（地域住民の地域福祉活動への参加促進）



基本方針5 安心のまちづくりの推進

高齢者が安心して暮らせるよう、住環境に対する支援、道路や公共施設のバリアフリー化を推進します。さらに、町民の防災意識の高揚に努めるとともに、高齢者等の要支援者に対する支援体制の整備を図ります。また、交通事故や犯罪の被害者にならないようするための体制整備を充実します。

- 住環境の整備（町営住宅のバリアフリー推進/養護老人ホームの適正利用の推進）
- 道路や公共施設等のバリアフリー化の推進（道路のバリアフリーの推進/公共施設のバリアフリーの推進/民間施設のバリアフリーの促進）
- 防災・防犯・交通安全対策の推進（防災体制の強化/防犯対策の推進/交通安全対策の推進/八百津町見守りネットワーク事業の推進）
- 感染症予防対策の推進



基本方針6 相談・情報提供体制の充実

高齢者とその家族が必要とする情報を容易に入手できるよう、包括的な相談支援体制の充実を図ります。また、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続ける体制づくりを推進します。さらに、判断能力に不安のある高齢者等の権利擁護支援及び情報提供体制の充実を図ります。

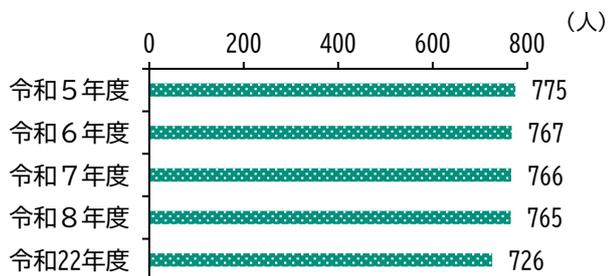
- 情報提供の充実（多様な媒体を使った情報提供の充実/「口コミ」での情報提供の推進・相談体制の充実）
- 相談体制の充実（相談支援体制のネットワークづくり/成年後見相談センターでの権利擁護支援の推進/日常生活自立支援事業の利用促進）

介護保険事業費の見込みと保険料

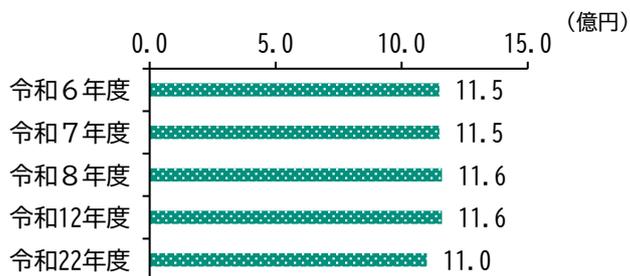
介護保険事業費の見込み

第9期の要介護認定者はやや減少しており、令和8年度以降も減少が続くと思われます。それに伴い、介護保険事業費も減少が見込まれます。保険料算定の基礎となる令和6年度～令和8年度の介護保険事業費は、3年間で約34億円になると見込みました。

◆ 要介護認定者の予測



◆ 介護保険事業費の予測



所得段階別保険料

第9期 第1号被保険者保険料基準額 (月額) 4,500円

段階	区分	基準額に対する割合	保険料年額(月額)
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者 合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の者	0.455	※(実質0.285) 15,390円 (1,283円)
第2段階	世帯:住民税非課税 本人:住民税非課税 合計所得金額+課税年金収入が80万円を超え120万円以下の者	0.685	※(実質0.485) 26,190円 (2,183円)
第3段階	合計所得金額+課税年金収入が120万円を超える者	0.690	※(実質0.685) 36,990円 (3,083円)
第4段階	世帯:住民税課税 本人:住民税非課税 合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の者	0.900	48,600円 (4,050円)
第5段階	合計所得金額+課税年金収入が80万円を超える者	1.000	54,000円 (4,500円)
第6段階	合計所得金額が120万円未満の者	1.200	64,800円 (5,400円)
第7段階	合計所得金額が120万円以上210万円未満の者	1.300	70,200円 (5,850円)
第8段階	合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	1.500	81,000円 (6,750円)
第9段階	本人:住民税課税 合計所得金額が320万円以上420万円未満の者	1.700	91,800円 (7,650円)
第10段階	合計所得金額が420万円以上520万円未満の者	1.900	102,600円 (8,550円)
第11段階	合計所得金額が520万円以上620万円未満の者	2.100	113,400円 (9,450円)
第12段階	合計所得金額が620万円以上720万円未満の者	2.300	124,200円 (10,350円)
第13段階	合計所得金額が720万円以上の者	2.400	129,600円 (10,800円)

※低所得高齢者に対する保険料軽減措置

お問い合わせ・
相談窓口

役場 健康福祉課 介護保険係 (保健センター内)
地域包括支援センター (保健センター内)

43-2111 (内線 2565)
43-3267 (直通)

43-2111 (内線 2566/2567)